

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、
當たる翌日が休日)

いて準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十四条第六項の規定により告示する。

なお選挙すべき委員の数は、一人である。

昭和四十二年八月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤定治

鳥取県選挙管理委員会告示第六十七号

昭和四十二年九月十三日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員の補欠選挙に用いる投票用紙の様式を、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十五条第二項の規定により、次のとおり定める。

昭和四十二年八月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤定治

鳥取海区漁業調整委員会委員の補欠選挙における選挙長が事務を行なう場所
鳥取海区漁業調整委員会委員の補欠選挙における選挙会の場所及び日時
鳥取海区漁業調整委員会委員の補欠選挙において選挙立会人となるべき者が十人をこえるときにくじを行なう場所及び日時

鳥取県選挙管理委員会告示

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十三条第二項の規定に基づき、鳥取海区漁業調整委員会委員の欠員による補欠選挙を昭和四十二年九月十三日に行なうので、同法同条同項及び同法第九十四条第一項にお

折目

折目

折目

こうほしや
候補者の氏名
(名)

○ちゅう
注意

- 一 候補者の氏名(法人の場合は名称)は、欄内に一人書くこと。
 二 候補者でない者の氏名(法人の場合は名称)は書かないこと。

鳥取海区漁業調整
委員会委員選挙投票

市(町)(村)
選挙管理
委員会印

表

裏

鳥取海区漁業調整
委員会委員選挙投票

市(町)(村)
選挙管理
委員会印

備考

- 一 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
 二 投票用紙に押すべき印は、当該投票用紙を交付する市町村の選挙管理委員会の印とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第六十八号

昭和四十二年九月十三日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員の補欠選挙における仮投票用封筒及び不在者投票用封筒に押すべき印は、当該仮投票用封筒を使用し、又は不在者投票用封筒を交付する市町村の選挙管理委員会の印と定める。

昭和四十二年八月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

鳥取県選挙管理委員会告示第六十九号

昭和四十二年九月十三日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員の補欠選挙における選挙長及びその職務代理者を漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第七十五条第三項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので漁業法施行令第九条において準用する公職選挙法施行令第八十一条の規定により告示する。

昭和四十二年八月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

一 選挙長 烏取市賀露町一四八四番地 綱 師 銀 藏
二 選挙長職務代理者 烏取市賀露町一五一三番地 中 村 弘 治

鳥取県選挙管理委員会告示第七十号

昭和四十二年九月十三日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員の補欠選挙における選挙長は、鳥取市東町一丁目二二〇番地鳥取県選挙管理委員会委

員室においてその事務を行なう。

昭和四十二年八月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

鳥取県選挙管理委員会告示第七十一号

昭和四十二年九月十三日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員の補欠選挙における選挙会の場所及び日時を漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第七十八条の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年八月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

一 場所 烏取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
二 日時 昭和四十二年九月十六日 午前十一時

鳥取県選挙管理委員会告示第七十二号

昭和四十二年九月十三日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員の補欠選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人をこえるときくじを行なう場所及び日時を次のとおり定めたので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第七項の規定により告示する。

昭和四十二年八月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

一 場所 烏取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
二 日時 昭和四十二年九月十一日 午前十一時